

## 藤枝市ドライブレコーダー等設置促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、本市におけるドライブレコーダー等の普及を促進し、もって市民の安全運転意識の向上及び交通事故の削減並びに犯罪の抑止を図るため、ドライブレコーダー等を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 自動車に設置して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等の電子機器を活用したものを除く。）をいう。
- (2) 安全運転支援機能付きドライブレコーダー 先行車接近警告機能及び車線逸脱警告機能が搭載された200万画素以上の前後2カメラのドライブレコーダーをいう。
- (3) ドライブレコーダー等 ドライブレコーダー及び安全運転支援機能付きドライブレコーダーをいう。
- (4) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。
- (5) 事業用車両 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。
- (6) 交通安全マイレージカード ふじえだ交通安全マイレージ事業に参加して目標を達成した者に交付されるカードであって、有効期限内のものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、交通安全マイレージカードを有する者で、ドライブレコーダー等を設置した自動車（事業用車両及び販売目的の車両を除く。）の自動車検査証に記載された使用者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 安全運転支援機能付きドライブレコーダーをこの要綱施行日以降に購入し、及び設置した者
- (2) 前号以外のドライブレコーダーを申請日の属する年度又はその前年度に購入し、及び設置した者

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、ドライブレコーダー等の購入費及び設置に必要な費用とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、別表に定める。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金申請兼請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 領収書(ドライブレコーダー等を購入した日、数量、価格及び補助金の交付を受けようとする者の氏名並びに販売店名が記載されているもの)の写し

(3) 写真2枚(車外からナンバープレートとドライブレコーダー等を撮影したもの及び車内からドライブレコーダー等の設置が確認できるもの)

(4) 交通安全マイレージカード(有効期限が記載してある面)の写し

(5) ドライブレコーダーの機能等が確認できる書類の写し(安全運転支援機能付きドライブレコーダーに係る申請に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ドライブレコーダーを設置する車両を新たに購入し、又はリースしようとする者で、ドライブレコーダーを設置する場合は、前項第1号に規定する書類は、自動車売買契約書又はリース契約書の写しに代えることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定及び確定通知書(第2号様式)により通知し、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(申請者の任意協力)

第8条 補助金の交付を受けた者は、ドライブレコーダーに記録された映像データが交通事故の原因の究明及び犯罪の捜査に資するときは、藤枝市及び関係機関に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	補助額
(1)安全運転支援機能付き ドライブレコーダー	補助の対象経費の2分の1以内で10,000円を 限度とする。
(2)(1)以外のドライブレ コーダー	補助の対象経費の2分の1以内で3,000円を限 度とする。

備考 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。